



新発田市ファミリー・サポート・センター

利用料金助成のご案内

■ 助成の対象世帯

- 生活保護法に基づく被保護世帯
- 市町村民税が非課税の世帯
- 児童扶養手当法に定める児童扶養手当を受給している世帯
- 小学校就学前の児童が3人以上いる世帯
- 多胎妊娠によって出生した小学校就学前の児童が2人以上いる世帯

■ 利用料金の助成

区分	報酬額	助成額	助成後の自己負担額
曜日に関わらず午前7時から午後7時	700円/時間	400円/時間	300円/時間
上記以外の時間帯	900円/時間	500円/時間	400円/時間

※交通費、食費代等の実費分及び取り消しに伴う負担分は除きます。

※2人目以降を預ける場合は、2人目以降の助成額は半額になります。

※転入により新発田市に最新の課税情報のない方は、前住所地の収入所得・課税証明書を添付していただく必要があります。

■ 申請の方法

- 新発田市ファミリー・サポート・センター助成金交付申請書の様式に必要事項を記載し、活動報告書の写しを添付のうえ、相互援助活動を受けた日の属する月の翌月末までに提出してください。

■ 助成の上限

- 1世帯ひと月あたり5時間になります。



< 問合せ先 > 新発田市ファミリー・サポート・センター
(新発田市役所こども課内)
電話 0254-24-1937





手続きの流れ

- 新発田市ファミリー・サポート・センターの依頼会員のうち、下記対象世帯
 - 生活保護法に基づく被保護世帯
 - 市町村民税が非課税の世帯
 - 児童扶養手当法に定める児童扶養手当を受給している世帯
 - 小学校就学前の児童が3人以上いる世帯
 - 多胎妊娠によって出生した小学校就学前の児童が2人以上いる世帯



- 援助活動を受け、報酬を支払ったあと活動報告書の写しを添えて「新発田市ファミリー・サポート・センター助成金交付申請書」第3号様式（第11条関係）をこども課新発田市ファミリー・サポート・センターに提出する。



- センターは、申請書の内容を審査し、助成金交付の可否を依頼会員に通知します。

交付

不交付

- 指定口座に助成金額を振込

- 助成を受けることができません

